宮城県大崎合同庁舎食堂運営業務に係る審査基準

1 審査

企画提案書の審査は、宮城県大崎合同庁舎食堂運営業務公募型選定委員会(以下「委員会」という。)が次のとおり行う。

2 審査等の内容

各委員は、企画提案書を基に審査を行う。

(1) 資格審査

宮城県大崎合同庁舎食堂運営業務企画提案募集要領第2の応募資格要件の有無について、 宮城県大崎合同庁舎食堂運営業務参加申込書(様式2及び同添付書類)により、事務局が確認 し、委員会に報告する。

(2) 企画提案書の審査

審査は、最高順位最多取得方式により採点するものとし、最高順位を付けた委員が同数の場合は、対象の応募者の中から採点合算方式により各委員の点数を合算し採点するものとする。審査の観点及び配点のウエイトは、「3審査項目等」のとおりとする。

なお、提案内容に虚偽や重大な欠落等があることが確認された場合は失格とする。

(3) 出店予定者の選定

(2)の審査において、総得点が満点の6割以上の提案者のうち、各委員から1位を最も多く 取得した応募者1者を受託候補者として選定する。

ただし、出店予定者の選定に当たり、応募者が著しく食堂業務の遂行能力及び資質等に欠けると委員会が判断した場合は、当該応募者から説明を受け、委員会の決議をもって失格とする場合がある。

3 審查項目等

2(2)の審査に当たっては、以下に示す審査方法・項目・配点に基づき実施するものとする。

(1) 審査区分と採点基準

	採点基準(点)				
審査区分	5 点配点の	10 点配点の	15 点配点の	20 点配点の	
	項目	項目	項目	項目	
優れている	5	10	15	20	
やや優れている	4	8	12	16	
普通	3	6	9	12	
やや不十分である	2	4	6	8	
不十分である	1	2	3	4	

(2) 審査項目及び配点ウエイト

審査の観点	審査項目	審査のポイント	配点
I 安定した 運営の確保	① 応募者の概要及び実績	・資本金・売上高・従業員数・経 営実績 ・企業理念・事業経歴	15
	② 運営体制	・責任体制(緊急時の連絡体制及び責任者の配置計画等)・従業員体制・有資格者の配置等・研修計画等・不測の事態への対応	15
	③ 安定した経営の確保	・安定した収益の確保につながる取組・契約料の提案	15
Ⅱ安全で良質な サービスの提 供	① 食堂利用者に対する適正なサービスの提供	・メニュー・サービス・価格が職員、来庁者のニーズに合致したものか。・利用者の健康に配慮した取り組み	20
	② 宮城県産米を使用するなど地産地消の取組への協力・貢献	・地産地消の推進	20
	③ 安全管理·食品管理体制	・食の安全確保	5
	④ 独自の創意工夫・サービス 提案	・社会、地域への貢献 ・決済方法	10
	合 計		100

4 その他

応募が1者の場合においても資格の確認及び審査等を実施する。